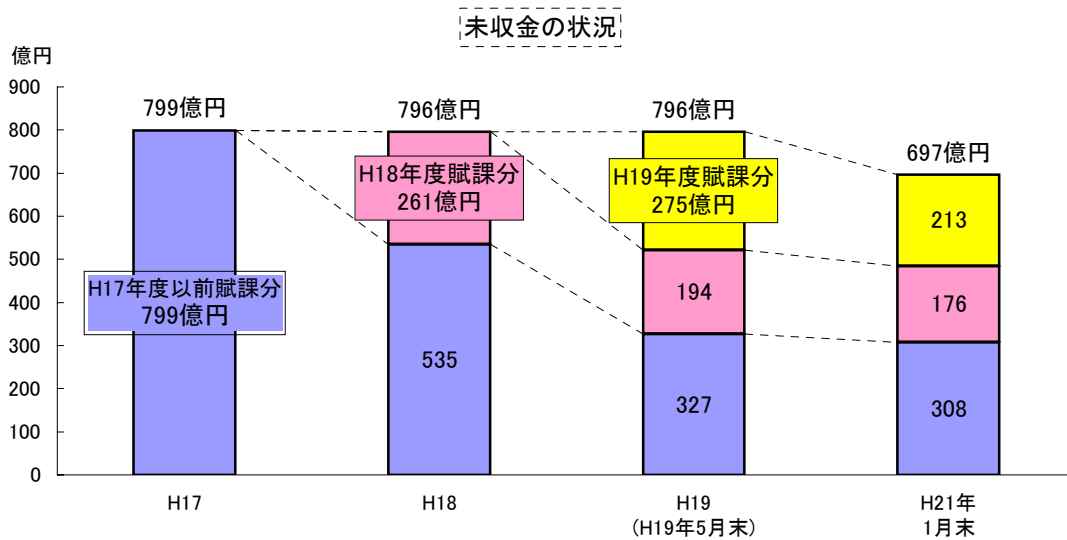


④歳入の確保

- 歳入確保はもとより、市民負担の公平性・公正性の確保の観点などから、未収金対策に取り組んでいます。
- 「新たな未収金を極力発生させない」「既存未収金の解消」を二つの柱として、「大阪市未収債権管理事務取扱規則」の制定や、全市的な取組を総括する「大阪市債権回収対策会議」の設置、各局で対応困難となっている高額事案などを集中的に回収する「市債権回収特別チーム」を設置するなど、全庁的な取組を強化しています。
- その結果、未収金は減少しつつあり、平成21年1月末時点における未収金は、徴収などにより、697億円となっています。



- 未利用地の売却については、大阪市土地流動化委員会の意見を受け、「大阪市未利用地活用方針」を策定しました。
- 市民の貴重な財産である未利用地として土地の保有の必要性とのバランスを考慮しつつ、現在の厳しい財政状況の下、可能な限り売却に取り組んでいます。

